

フロン類回収業変更届出書添付書類一覧

以下の項目の1から8までの内容について変更があった場合は、変更後30日以内に変更届出書が必要となります。

《届出に当たって》

- 1 窓口は岡崎市役所福祉会館5階です。
- 2 届出に必要な部数は、正本（提出用）と副本（申請者控え）として2部必要となります。なお、副本については、コピーで差支えありません。
- 3 住民票・登記事項証明書などの公的機関から発行された証明書は、原本かつ発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。
- 4 届出書等の日付は、窓口で書類を受理する際に記載していただきます。
- 5 項目6～8の書類を揃えることが難しいという場合には、廃棄物対策課監視班（23-6831）までご相談ください。

平成24年10月18日更新

項目	内 容	添 付 書 類
1	氏名又は名称及び住所の変更（※3）	<u>法人</u> (1) 法人に関する登記事項証明書（履歴事項全部証明書など） (2) 誓約書（※1） <u>個人</u> (1) 住民票の写し（※2） (2) 誓約書（※1）ただし、 <u>申請者（本人）が変更となる場合は、新規申請</u> となります。
2	代表者の変更（※4）	<u>法人</u> (1) 法人に関する登記事項証明書（履歴事項全部証明書など） (2) 誓約書（※1）
3	役員の変更（※5）	<u>法人</u> (1) 法人に関する登記事項証明書（履歴事項全部証明書など） (2) 誓約書（※1）
4	申請者が未成年である場合において、その法定代理人（個人）の氏名及び住所の変更（※3）	(1) 変更に係る法定代理人（個人）の住民票の写し（※2） (2) 誓約書（※1）
5	申請者が未成年である場合において、その法定代理人（法人）の名称及び住所（※3）並びに代表者（※4）及び役員の変更（※5）	(1) 変更に係る法定代理人（法人）に関する登記事項証明書（履歴事項全部証明書など） (2) 誓約書（※1）
5	事業所の名称及び所在地の変更	(1) 事業所付近の見取図 (2) 使用済自動車の保管場所の配置図 (3) 誓約書（※1）
6	使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類（フロン回収設備）及び能力の変更	(1) 購入証明書、購入契約書、納品書等の写し（ <u>所有権を有する場合</u> ） 使用契約書、共同使用規定書等の写し（ <u>所有権を有さない場合</u> ） (2) フロン類回収設備の取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し (3) 誓約書（※1）
7	フロン類の種類の変更	6に同じ
8	フロン類回収設備の数の変更	6に同じ

- ※ 1 法56条第1項各号で定める欠格要件に該当しない者であることを証する書面
- ※ 2 本籍記載のあるものに限る。外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等の記載のあるものに限る。
- ※ 3 市町村合併等による住所表示の変更を含む。
- ※ 4 代表者本人の役職若しくは氏名の変更を含む。
- ※ 5 役員個人の本籍、住所又は氏名（代表者は除く。）の変更は含まない。
- 注） 平成24年7月9日に外国人登録制度が廃止されたことにより、申請者等が外国人の場合の添付書類に関して、「外国人登録証明書の写しの添付」が「国籍等の記載のある住民票の写しの添付」に変更されていますのでご注意願います。